

大田区スポーツ推進計画（改定版）の計画期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、本計画については当初の計画の方向性に沿って十分に事業を進めることができていない状況である。そのため、現計画の目標達成に向けて、引き続き取り組む必要があることから、下記のとおり計画期間を延長する。

記

1 計画期間

ワクチン接種の進行状況等と社会状況を踏まえ、令和4年度をスポーツ環境の回復途上期、令和5年度以降を回復期と想定し、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間としていた計画期間を2年間延長し、令和6（2024）年度までの7年間とする。

| 年度 | 平成30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|-----|-----------------------|-----|---|---|----|---------------------------|---------------------------|---|---|---|----|----|
| 変更前 | 現計画 (平成30年度～令和4年) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 策定 | 次期計画【予定】 (令和5年度～令和9年度) | | | | | | |
| 変更後 | 現計画 (平成30年度～令和6年度) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 策定 | 次期計画【予定】 (令和7年度～令和11年) | | | | | |

2 次期計画策定に向けた今後の取組

計画期間延長に伴い、令和5年度に次期計画策定のための区民スポーツニーズ等の調査を実施する。また、調査結果を含め、延長する計画期間について、コロナ前、コロナ禍、アフターコロナの各状況における現計画の評価を行い、その結果を踏まえて次期計画を策定していく。

3 周知方法

現計画の延長について、区ホームページで公表する。